

米原市スマート農業技術導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、担い手の減少や高齢化の進行による労働力不足等の本市農業における課題を解決するため、ICT、IoT、AI等の先端技術の活用による新たな農業技術（以下「スマート農業技術」という。）の導入および普及の推進を通じて、農業の担い手の確保および育成を図り、地域農業の持続および発展を目指すことを目的に、予算の範囲内で米原市スマート農業技術導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、米原市補助金等交付規則（平成17年米原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、スマート農業技術の導入に向け、機器の整備等を行う事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が認める認定農業者または認定新規就農者（見込みを含む。）
- (2) 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図に位置付けられた者（見込みを含む。）。ただし、地域計画が策定されていない場合は、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体とする。
- (3) 集落営農組織（法人格の有無は問わない。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の補助対象者としなない。

- (1) 市税等の滞納があるとき。ただし、市税等の徴収猶予を受ける金額および期間がある場合は除く。
- (2) 米原市暴力団排除条例（平成23年米原市条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

3 補助対象者は、同一年度内に1回限り、この補助金の交付を受けることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるスマート農業技術の導入に要する経費とする。ただし、中古機械および農業経営の用途以外の用途に供される汎用性の高いものの購入経費、システムに係る利用料および通信料その他維持管理経費および国、県その他団体等からの補助金等または本市の他の補助金等の交付対象となる経費は、この補助金の補助対象経費としない。

- (1) 経営・生産管理システム
- (2) 水管理システム
- (3) アシストスーツ
- (4) リモコン草刈り機
- (5) ほ場・施設環境モニタリング
- (6) 自動操舵システム
- (7) 農業用ドローン
- (8) 高性能田植機（自動操舵機能・直進アシスト機能・可変施肥機能付き）
- (9) 自動操舵付きトラクター
- (10) 高性能コンバイン（収量等センサー・直進アシスト機能付き）
- (11) ロボットトラクター
- (12) 前各号に掲げるもののほか、農林水産省が公表している「スマート農業技術カタログ（耕種農業）」に掲載されている機器等または当該機器等と同等と認められるもの

2 前項に規定するスマート農業技術の導入は、補助金の交付決定を受けた年度内に完了しなければならない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合算額の2分の1以内とし、100万円を上限とする。

ただし、第6条第3項の規定に基づき重点枠と指定された事業の補助金の額は、補助対象経費の合算額の3分の2以内とし、200万円を上限とする。

（事業の承認等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、スマート農業技術導入支援事業承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、事前にスマート農業技術導入支援事業の承認を受けなければならない。

- (1) スマート農業技術導入支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 取組目標ポイント算定シート（様式第2号別紙）
- (3) 取組目標ポイント加算に係る確認書類

- (4) 事業承認申請が属する年度の前年度の決算書の写し、または確定申告書の写しおよび損益計算書等売上高を確認できる資料。ただし、新規就農者等で前年度に農業所得のない場合は、この限りでない。
- (5) 3者以上から徴収した見積書の写し。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (6) 仕様書またはパンフレット等導入するスマート農業技術の内容がわかる資料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の事業承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、事業の承認の可否の結果をスマート農業技術導入支援事業承認（不承認）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項で承認をした事業の実施主体が、米原市スマート農業推進方針における重点目標の達成に資するものとして、次の表の区分のいずれかに該当すると認める場合は、当該事業者の事業を重点枠として指定し、前項の承認決定通知にあわせて当該申請者に通知するものとする。

区 分	実施主体
若い農業者の確保・育成	(1) 55歳未満の代表者もしくは役員または通年雇用従事者を有する集落営農組織および農業法人であること。 (2) 上記(1)以外の55歳未満の個人経営の農業者であること。 (年齢は、事業承認申請年度の4月1日現在とする。)
環境保全型農業への転換	脱炭素化、環境負荷低減に資する取組を推進し、環境保全型農業への転換に資する取組（様式第2号別紙参照）を実施する者

(交付申請)

- 第7条 前条第2項の事業承認を受けた者は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書を、前条第1項第1号から第7号までに掲げる関係書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、前条の事業承認申請の時点から当該交付申請書に添付する関係書類の内容に変更がない場合は、その書類の添付を要しない。
- 2 交付申請者は、前項の規定に基づき交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その

金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(軽微な変更)

第8条 規則第12条第1項に規定する市長が認める軽微な変更とは、補助金の交付目的達成に支障がないと認められる事業計画の変更で、交付決定額の3割以内の増減とする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、承認された事業が完了したときは、規則第15条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 事業の経過および完了を証する写真(導入した技術機体に、導入年度および当該補助金の名称をシール貼り等により明示すること。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第7条第2項のただし書の規定に該当する場合で、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを減額して実績報告書を提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の返還)

第10条 補助事業者は、前条第1項の実績報告書を市長に提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、その金額をスマート農業技術導入支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書(様式第4号)により速やかに市長に報告し、これを返還しなければならない。

(事業実施状況報告)

第11条 補助事業者は、事業開始年度から起算して3年間、導入したスマート農業技術の活用および取組状況、取組目標に対する達成状況等について、毎年度末までにスマート農業技術導入支援事業状況報告書(様式第5号)に次に掲げる書類等を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 達成状況が確認できる書類

(2) 導入したスマート農業技術等の現況写真

(検査等)

第12条 市長は、事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指

示をし、報告を求め、または検査をすることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

(有効期限)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示の規定に基づき決定された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

米 原 市 長 様

住 所

氏 名

米原市スマート農業技術導入支援事業承認申請書

米原市スマート農業技術導入支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、米原市スマート農業技術導入支援事業として承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の内容 米原市スマート農業技術導入支援事業計画書（様式第2号）のとおり

米原市スマート農業技術導入支援事業計画書

年 月 日

住所 {

氏名 {

(※氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。)

連絡先 {

1 補助対象者の区分

<input type="checkbox"/>	1 市が認める認定農業者、または認定新規就農者（申請年度内になる見込みの者を含む。）
<input type="checkbox"/>	2 地域計画のうち目標地区に位置付けられた者（申請年度内になる見込みの者を含む。） または、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体（地域計画が未策定の場合）
<input type="checkbox"/>	3 集落営農組織（法人、未法人を問わない。）

(注) (1) 該当する□にチェックを入れること。
(2) 1、2、3の内、複数に該当する場合はその全てにチェックを入れること。

2 事業の目的と効果

--

3 対象作物と経営面積

対象作物
経営面積 (ha)

(注) 技術導入における背景や目的、技術導入により見込まれる効果等を記入すること。

4 事業の内容

事業内容 (機械名、型番等)	規格	数量	事業費 (円)

(注) 事業費は、要綱第7条第2項に定める当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額した額（税抜価格）で記入すること。

着工(契約) 予定年月日		完了(納品) 予定年月日	
-----------------	--	-----------------	--

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	内訳
市補助金		
自己資金等		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	内訳
技術等導入費		
計		

6 宣誓および同意

□	<p>米原市スマート農業技術導入支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり宣誓します。また、米原市が補助金の交付の可否を判断するために、住民基本台帳および市税等に関する公簿を閲覧することに同意します。</p> <p>(1) 本事業および補助対象者としての要件を全て満たしていること。 (2) 申請書類および証拠書類等の内容に虚偽や不正がないこと。 (3) 米原市が行う関係書類等の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。 (4) 本事業の趣旨および目的を理解し、本事業計画に掲げる目標達成に向けて真摯に取り組むこと。 また、米原市におけるスマート農業の普及を図ることを目的として、市が主催するスマート農業視察会の視察先として協力し、技術の導入効果や課題等を共有すること。 (5) 不正受給または法令違反が判明した場合は、交付を受けた支援金の金額を返還すること。 (6) 事業取組年度の前年度分までの市税等を滞納していないこと。(ただし、市税等の徴収猶予を受けている場合は除く。) (7) 米原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。</p>
---	--

(注) 上記内容を確認・同意の上、□にチェックを入れること。

7 添付書類

- (1) 取組目標ポイント算定シート(様式第2号別紙)
- (2) 取組目標ポイント加算に係る確認書類
- (3) 申請年度の前年度の決算書の写し、または、確定申告書の写しおよび損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (4) 3者以上から徴収した見積書の写し
- (5) 仕様書またはパンフレット等、導入するスマート農業技術の内容がわかる資料
- (6) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

8 注意事項

本事業計画および取組目標ポイント算定シートは、申請者がスマート農業技術をどのように自らの農業経営に活かしていくかを審査する資料となるため、出来る限り詳細に記入すること。

1【基本枠】※下記項目に該当するまたは取り組む場合はポイントを加算する。

取組目標	配点	ポイント
①市が主催するスマート農業視察会、勉強会、その他研修会への参加または協力		
・市が主催する勉強会(*1)、その他研修会等で導入効果等について発表する。	4点	
・事業実施年度に市が主催するスマート農業視察会(*2)に参加する。	2点	
・事業実施年度に市が主催するスマート農業勉強会(*1)に参加する。	1点	
②導入取組 ※導入技術に直結する取組に限る		
・技術導入により、経営データ管理(*3)、栽培データ管理(*4)、環境制御(*5)のいずれかを行う。	2点	
・自動運転(*6)を行う技術を導入する。	2点	
③導入効果（収益の向上）※収益＝収入総額－費用総額＋人件費にて算出		
・技術導入により農業経営の向上を図り、事業年度から3年度以内に収益を20%以上増加する。	3点	
・技術導入により農業経営の向上を図り、事業年度から3年度以内に収益を10%以上増加する。	2点	
・技術導入により農業経営の向上を図り、事業年度から3年度以内に収益を増加する。	1点	
④導入効果（単位面積当たりの農作業時間の縮減）※導入技術に係る農作業時間に限る		
・技術導入により作業の効率化を図り、事業年度から3年度以内に作業時間を30%以上削減する。	4点	
・技術導入により作業の効率化を図り、事業年度から3年度以内に作業時間を20%以上削減する。	3点	
・技術導入により作業の効率化を図り、事業年度から3年度以内に作業時間を10%以上削減する。	2点	
⑤導入効果（単位面積当たりの収量の増加）		
・技術導入により作業の効率化を図り、事業年度から3年度以内に収量が15%以上増加する。	3点	
・技術導入により作業の効率化を図り、事業年度から3年度以内に収量が10%以上増加する。	2点	
・技術導入により作業の効率化を図り、事業年度から3年度以内に収量が5%以上増加する。	1点	
⑥その他 ※複数選択可		
・過去に米原市スマート農業技術導入支援事業補助金の活用が無い。	3点	
・事業実施年度に就農する者または就農後5年度以内の者。（認定新規就農者に限る。）	2点	
・導入技術の操作に必要な研修・講習を受講している。（予定含む。）	2点	
・青色申告を行っている。または、事業年度から3年度以内に行う予定である。	1点	

(用語補足説明)

- (*1)勉強会：有識者による基調講演等をはじめとする、スマート農業に関する全般的なことを学ぶ場。年1回実施。
- (*2)視察会：先進的にスマート農業技術を活用する市内農業者を視察し具体的な活用方法等を学ぶ場。年数回実施。
- (*3)経営データ管理：売上・経費・取引先との出荷販売データ等の管理を行うこと。
- (*4)栽培データ活用：農業利用・肥料利用・収量・食味等をデータ管理し栽培に活用すること。
- (*5)環境制御：水管理の自動化や温湿度、日射量、風速、CO2等を各種センサーでモニタリングすること。
- (*6)自動運転：GPS等により位置情報を活用してハンドルを自動制御し、設定された経路を自動走行すること。

合計	
----	--

2【重点枠】※下記項目の1つ以上に該当するまたは取り組む者を対象者とする。

取組目標	該当有無
■「若い農業者の確保・育成」に資する取組	
・55歳未満の代表者もしくは役員または通年雇用従事者を有する集落営農組織および農業法人	
・上記以外の55歳未満の個人経営の農業者	
■「環境保全型農業への転換」に資する取組	
・事業年度から3年度以内に、「環境こだわり農産物(*7)」の作付面積割合を50%以上にする。 (既に50%以上取り組んでいる者は、事業年度から3年度間、50%以上を継続する。)	
・事業年度から3年度以内に、新規に「環境こだわり農産物(*7)」の作付に取り組む。 (作付面積割合が、自らの対象農産物の耕作面積全体の20%以上を条件とする。)	
・「環境こだわり農産物(*7)」に係る取組のうち、事業年度から3年度以内に「有機農業(*8)」による作付面積割合を20%以上にする。 (既に20%以上取り組んでいる者は、事業年度から3年度間、20%以上を継続する。)	
・事業年度から3年度以内に新規に「有機農業(*8)」による作付に取り組む。 (作付面積割合が、自らの対象農産物の耕作面積全体の20%以上を条件とする。)	

(用語補足説明)

(*7)環境こだわり農産物：化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を5割以下に削減して行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、その他環境との調和に配慮した措置を講じて対象農作物を栽培する農業に係る滋賀県知事の認証を受けた農産物。

(*8)有機農業：環境保全型農業直接支払交付金における全国共通取組⑤に定める「有機農業」とする。

■数値目標 ※加算した取組目標に応じて、目標数値を設定する。

項目	目標値			
	現状値	1年度目	2年度目	3年度目
【基本枠】				
③収益の向上（単位：円）				
④単位面積当たりの農作業時間の縮減 (単位：時間/10a)				
⑤単位面積当たりの収量の増加 (単位：kg/10a)				
【重点枠】※「環境保全型農業への転換」に資する取組を行う者のみ記入				
環境こだわり農産物の作付面積割合 (単位：%)				
有機農業の作付面積割合 (単位：%)				

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

米 原 市 長 印

米原市スマート農業技術導入支援事業承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業について、米原市スマート農業技術導入支援事業として、下記のとおり決定しましたので、米原市スマート農業技術導入支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記記

承認の可否 承認 ・ 不承認

重点枠の指定の有無 有 ・ 無

【 承認する場合 】

（承認の条件）

【 不承認とした場合 】

（不承認とする理由）

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

米 原 市 長 様

住 所

氏 名

米原市スマート農業技術導入支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった、米原市スマート農業技術導入支援事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、米原市スマート農業技術導入支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
2 補助金の確定時の消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

米原市長様

住所
氏名

米原市スマート農業技術導入支援事業状況報告書

導入したスマート農業技術の活用および取組状況、取組目標に対する達成状況等について、米原市スマート農業技術導入支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

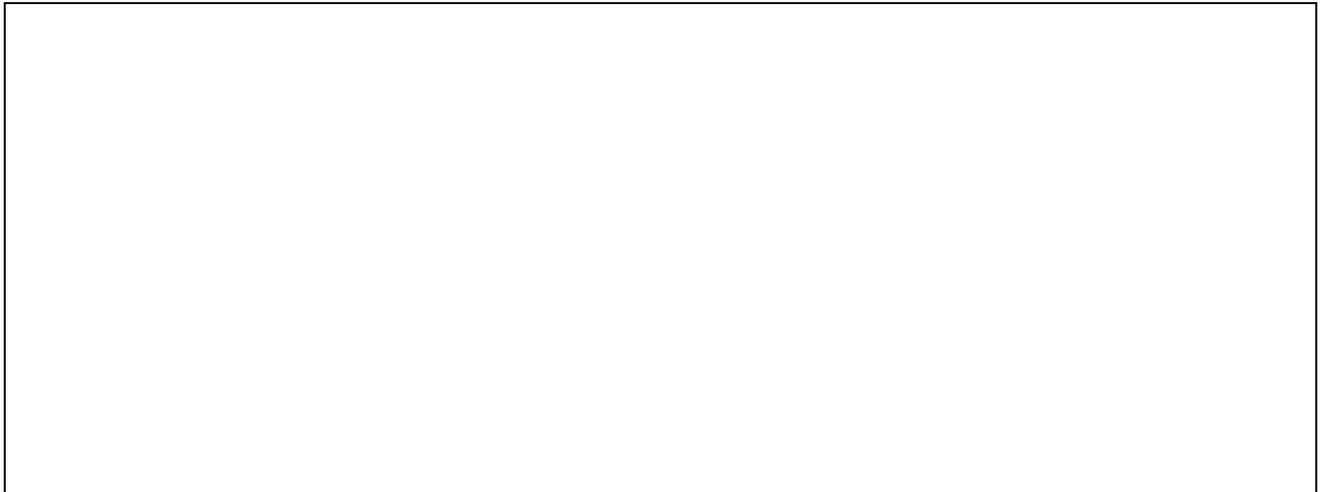
1 取組目標に対する達成状況

報告年度： 年度

項目		目標達成状況				達成状況 (%)
		(上段：計画、下段：実績)				
		基準年 (年度)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	3年度目 (年度)	
基本 枠	①収益の向上 (単位：円)					
	②単位面積当たりの農作業時間の縮減 (単位：時間/10a)					
	③単位面積当たりの収量の増加 (単位：kg/10a)					
重点 枠	環境こだわり農産物の作付面積割合 (単位：%)					
	有機農業の作付面積割合 (単位：%)					

(注) 該当しない項目は、斜線「/」を記入すること。

2 導入したスマート農業技術の活用および取組状況、導入の効果等



(注) 導入技術の活用状況や取組状況、これらによる効果等について、できる限り詳細に記入すること。

3 添付書類

- (1) 達成状況が確認できる書類
- (2) 導入したスマート農業技術等の現況写真